

県庁舎等のあり方検討について



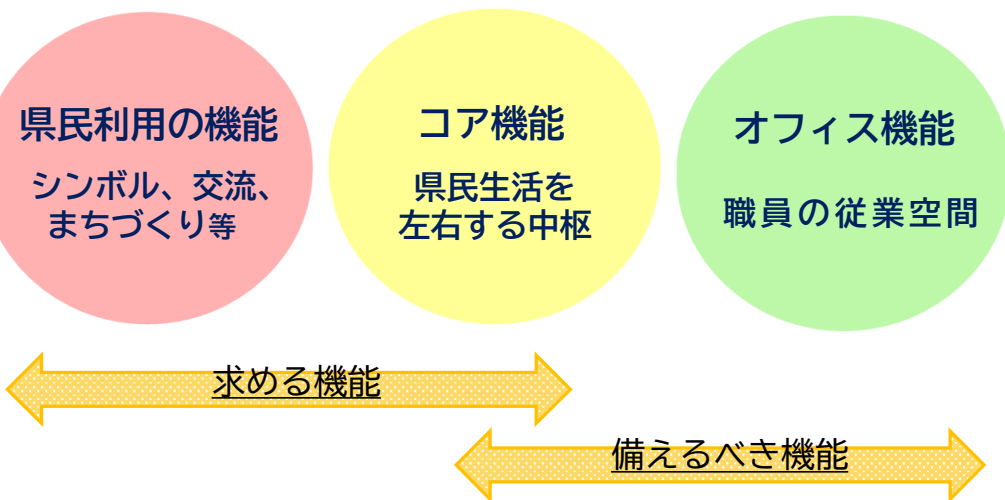
1 県庁舎の機能の類型

具体的な機能のイメージは以下の通り

- 県民利用の機能： 県民が求める（期待する）機能を県民とともに考える
- コア機能やオフィス機能： 滋賀県庁の存在意義、滋賀県職員の志（パーパス）を意識し、職員の意見や先行自治体の事例のほか、県民の意見も参考に検討

目指すべき県庁舎の姿（コンセプト ○○○○）

県庁舎に必要な機能の想定



【県民利用の機能】

- 滋賀のシンボル：・・・（県民と一緒に検討）
- 国内外との交流のタッチポイント（「公館」的な機能）

【コア機能】

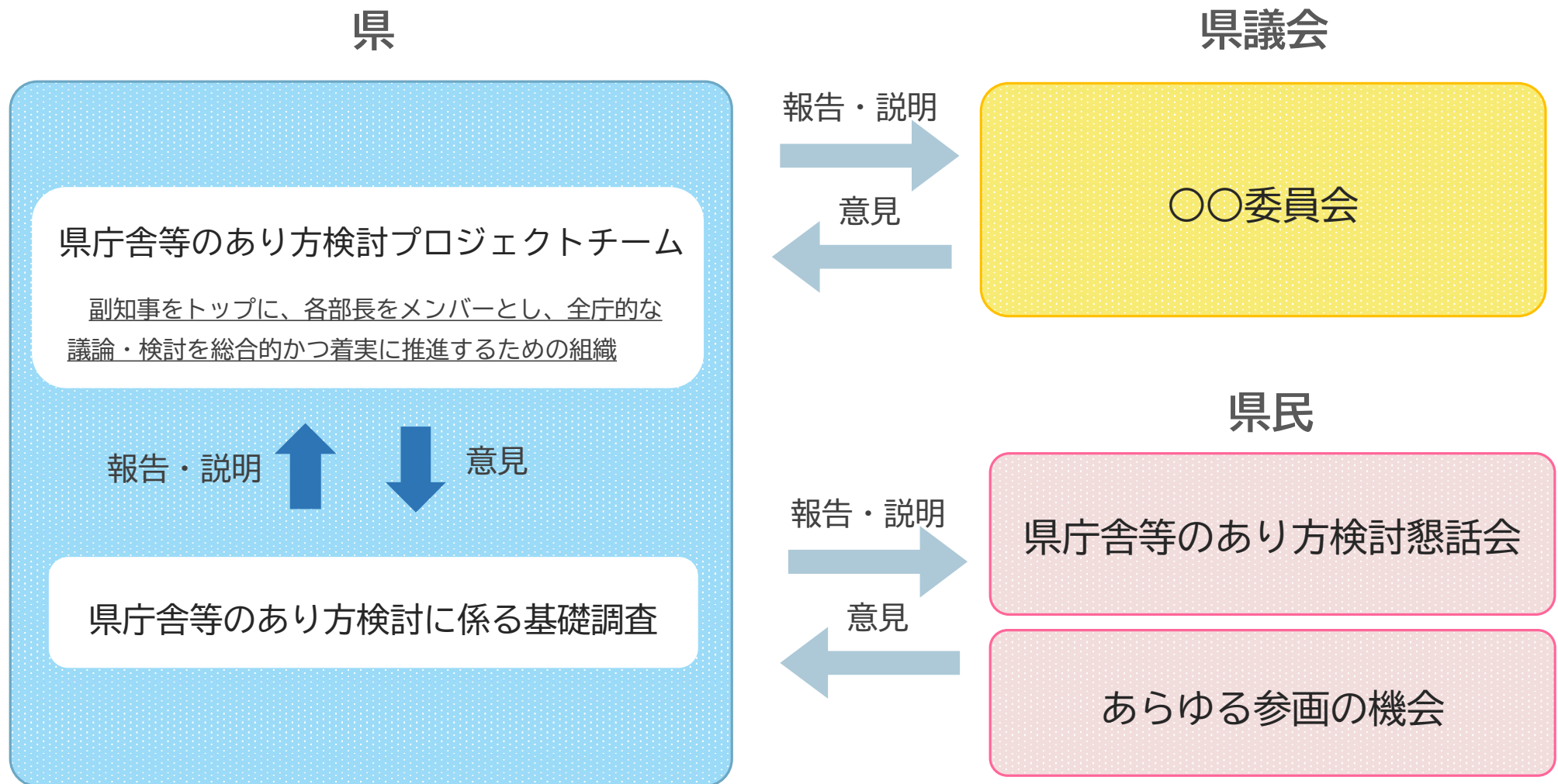
- 意思決定の核（県議会・知事）
- 情報拠点／災害発生時の危機管理拠点

【オフィス機能】

- 各部局の執務オフィス（執務空間・会議室、その他共用）
- 行政執行に必要な資料・データシステムの管理場所

2 検討体制について

- 県庁内での検討体制を構築するとともに、県議会・県民にそれぞれ報告・説明



3 基礎調査について

- 県庁舎の現状や必要な機能、機能に応じた庁舎の規模、配置や費用対効果等の分析等を行い、県庁舎等のあり方検討の基礎資料とするため調査を行うもの
- 県民とともに次の100年を見据えた県庁舎のあるべき姿を議論する

(進め方)

- ・ 懇話会等により県民から意見聴取する機会を設け、基礎調査に反映

(主な調査項目)

- ・ 県庁舎の現状、課題の整理

庁舎の劣化や不具合の状況、現庁舎の使われ方、利用状況等

- ・ 県民が県庁舎に求める（期待する）機能の検討 ～例：誰もが身近に感じ、訪れたくなる場所～

- ・ 県庁舎に備えるべき機能の検討 ～例：防災拠点、環境への配慮、快適性等～

国の「官庁施設の基本的性能基準」や先行自治体の庁舎機能等との照らし合わせ

- ・ 本館の保存活用方策の検討 ～次の世代に継承できる施設として、専門家などの意見も聴取～

本館の保存範囲や活用方法

- ・ 現在の県庁舎の位置に関する検証 ～これからの県庁舎が備えるべき要素などを踏まえ～

● 県庁舎の現状、課題の整理

■ 現地確認やヒアリング等による調査を実施

● 県庁舎の現状 ※周辺県有地の利用も含めて一体的な検討を行う

	本館	北新館	新館	東館	新新館	公館	公舎	危機管理センター
竣工(年)	S14(1939)	S49(1974)	S49(1974)	S58(1983)	S62(1987)	H5(1993)	H5(1993)	H27(2015)
階数(地上/地下)	4/1	5/1	7/1	7/1	7/1	1	2	5
高さ(m)	39	23.8	35.7	37.5	35	9.2	8.2	30.9
延床(㎡)	16,472.30	3,271.1	8,835.6	5,798.26	11,831.9	595.06	278.65	5,487.1
敷地(㎡)	29,042.95							

※日の出公舎・大津合同庁舎・(仮称)第二大津合同庁舎・厚生会館・各駐車場の敷地(県有地)も含め検討

● 県庁舎の課題の一例 ※今後、基礎調査で明らかにしていく

■ 防災拠点・災害対策活動の支援機能

- ・能登半島地震等を踏まえたさらなる機能向上の必要性
- ・受援体制受入れの場所確保の必要性

■ 建物・設備機器の老朽化



■ 執務環境の狭隘・セキュリティ対策



■ ユニバーサルデザインへの対応



● 県民が県庁舎に求める(期待する)機能の検討

- 各自治体の特色や県民のニーズが反映される部分であり、懇話会やアンケート等により意見聴取

● 先行自治体の事例

■ 岐阜県庁 「清流の国ぎふ」の象徴

県民が集い親しまれ、地域の魅力を発信する県庁舎



500人を収容できるホール



展望ロビー



庁舎と公園（一体整備）

- ・ 県産品のショーウィンドーとして、タイルやヒノキ、美濃和紙などをふんだんに活用
- ・ 県の新たなランドマークとして岐阜の景色を一望できるロビーを整備
- ・ 非常時に庁舎や公園が避難場所等として利用できるだけのスペースを整備

■ 長崎県庁 県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎

県民に優しく、県民が親しみをを感じる庁舎・県民に開かれたシティーホール



エントランスホール



県民スペース



防災緑地（平時：憩いの広場）

- ・ 人々が気軽に訪れる県庁舎を実現（エントランスホールの工夫、各所に県民スペースを配置）
- ・ 平地が少ない長崎で県民が様々な屋外活動の場を提供し、非常時には災害救援活動の場として利用

■ 川崎市役所 文化・おもてなし まちづくり

市の文化などの情報発信をするとともに、国内外からのお客様をもてなし、市民から親しまれる庁舎



アトリウム



ホール



庁舎前広場

- ・ 市民が利用しやすく豊かなコミュニケーションが相互に行われる活動の拠点となる場
- ・ ホールは研修や会議のほか、アトリウムと連携したイベント等にも利用
- ・ アトリウムや広場は災害時に災害対策車両の乗り入れも可能な多目的防災スペースとして利用

■ 京都市役所 市民に開かれ、「歴史都市・京都」にふさわしい市庁舎

世界の京都の「顔」として、「おもてなし」の心を備えた市庁舎



屋上庭園



茶室



屋上テラス

- ・ 「市民のための市役所」となるよう市民が憩える空間や、集える機能を整備

● 県庁舎に備えるべき機能の検討

■ 先行自治体や民間の事例を参考に、時代の変化に対応した機能の検討

● 機能の一例 ※今後、基礎調査で明らかにしていく

(行政)

(議会)

機能	危機管理機能	迎賓機能 情報発信機能 県民サービス機能	環境性能	利便機能	執務機能	議会機能
機能の内容	・防災拠点施設としての強化 ・災害対策活動の支援	・国内外の賓客の応接 ・表彰等の式典 ・県政や県内の様々な情報発信	・環境負荷の低減 ・経済性	・ユニバーサルデザイン ・動線	・働きやすい執務環境 ・セキュリティ機能	・効率的な議会活動 ・県民に開かれた議会
先行自治体による導入機能・設備の一例	・高い耐震性を確保した建物構造 ・物資輸送や受援体制の受入れとなる場所の確保	・県産品などを内装材、家具等に活用 ・自治体の魅力や県政情報の発信、刊行物閲覧等のスペース	・省エネルギー対策 ・再生可能、自然エネルギー ・県産材の利用 ・維持管理が容易	・わかりやすいサイン ・デジタルサイネージ ・多目的トイレ ・授乳、搾乳室 ・来庁者用駐車場	・将来の行政ニーズや災害時の対応等を想定した柔軟に対応できるスペース ・セキュリティを考えた庁舎内のゾーニング	・現代の仕様に合わせた議場、傍聴席 ・県民や国内外の賓客と面談する応接室や待合スペース

● 本館の保存活用方策の検討

- 保存の意義や保存・復元すべき範囲・箇所、保存に対する留意点について専門家の意見を聴取

● 京都市本庁舎の例

- 歴史都市・京都のシンボルとして、歴史的価値の高い本庁舎は市民に親しまれるよう、保存し庁舎として活用
- 可能な限り創建当時の意匠を蘇らせるほか、京都ならではの伝統文化が感じられるよう整備



本庁舎正面

外壁は補修、洗浄を実施。広場も含め周辺施設との一体的なまちづくりと憩いの空間を創出



中央エントランス

石膏彫刻等の一部剥離を補修し、照明や壁床のタイルは創建当時のデザインで復元



正庁の間

創建当時の姿を復元。審議会や式典等の外部の方との交流や来賓等の歓迎行事等で使用



議場

歴史ある雰囲気を残しながら時代に合わせてリニューアル



地下の執務室フロア



屋上庭園

市民の憩いの場として活用



ステンドグラス

京都市の四季折々の行事を表現



漆塗りエレベーター

京都市産業技術研究所と市内企業が開発した漆の技術を使用

● 現在の県庁舎の位置に関する検証

■ 県庁舎に必要な機能や規模、規模等を踏まえた配置により検証

● 県庁舎の位置として考慮すべき事項

1. 交通アクセス性

- ・ 県下各地の県民の利便性
- ・ 県内市町、国・他府県からの利便性
- ・ 職員の通勤利便性

2. 官公署・民間企業等の集積度

- ・ 国機関
- ・ 県関係団体および業界団体
- ・ インフラ事業者
- ・ 県事業の開催場所

3. 災害（地震、土砂災害等）に対する安全性

- ・ 発災時の活動拠点としての安全性
- ・ 発災時の人員・物資の緊急輸送の迅速性

4. 立地環境 等

- ・ 周辺のまちづくりへの影響
- ・ 事業費への影響
- ・ 敷地内の建物配置

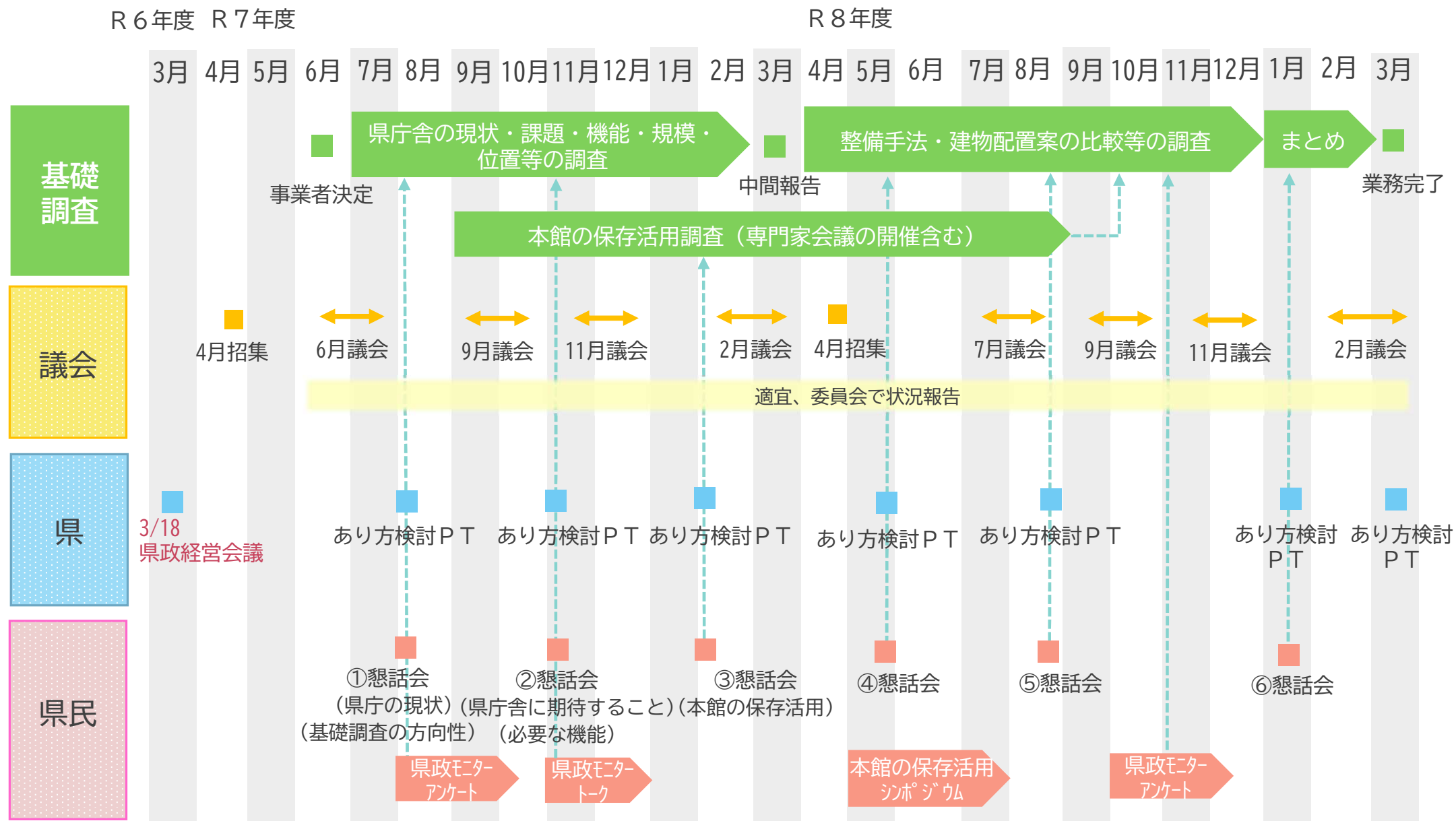
地方自治法 第4条（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

- （1） 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- （2） 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

警察法 第47条（警視庁及び道府県警察本部）

- （3） 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

4 令和7～8年度のスケジュール



※スケジュールは今後変更になる場合がある